

○ゴルフ場利用税の課税事務の取扱いについて

(平成30年1月22日 税第423号 各広域本部長あて 総務部長通達)

平成8年4月1日付け、「地方税法及び同法施行に関する取扱についての依命通達(昭和29年5月13日付け自乙府発第109号各都道府県知事あて自治庁次長通達)」が一部改正されたことに伴い、「熊本県税条例(昭和29年条例第28号)」も一部改正されたので、この取扱いについては、下記の事項に留意のうえ、適切に処理されるようお願いします。

なお、「ゴルフ場利用税の課税について(平成元年4月1日付け税第2号各県事務所長あて総務部長通達)」は、廃止します。

記

第1 県税条例第67条の2(ゴルフ場利用税の非課税に係る申出)の取扱いについて

1 同条の規定により、ゴルフ場の利用者が提出する「ゴルフ場利用税の非課税申出書」については、障害者等で自署できないものを除き自署するものとし、押印は不要であること。

2 同条に規定する「証明する書類」とは、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第75条の2各号に該当する者にあっては、次の各号に掲げるものをいうこと。

- (1) 法第75条の2第1号又は第2号に該当する者にあっては、自動車運転免許証、旅券等その他の書類で、利用日現在における利用者の年齢が確認できるもの
- (2) 法第75条の2第3号に該当する者にあっては、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳等

これらの書類については、県税条例第67条の2に規定する「提出できない場合」に該当するので、特別徴収義務者に当該書類を提示させる必要があること。

3 法第75条の3各号に該当するゴルフ場の利用にあっては、県税条例第67条の2に規定する「証明する書類」とは、次の各号に掲げるものをいうこと。

- (1) 法第75条の3第1号に該当するゴルフ場の利用にあっては、知事又は教育委員会が発行する証明書
- (2) 法第75条の3第2号に該当するゴルフ場の利用にあっては、学校長等が発行する証明書

なお、特別徴収義務者は、利用者に氏名、住所等を確認できる書類を提示させ、当該証明書に記載された者であることを確認できた場合にのみ、ゴルフ場利用税が課されないものとして取り扱うものであること。

4 法第75条の3第1号にいう国民体育大会には、本県において開催される予選会(都道府県体育協会(財団法人日本体育協会に加盟するものに限る。)に加盟する都道府県のゴルフ競技団体が主催し、国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手を最終選考する競技会であって、当該都道府県体育協会がその旨を認定するものをいう。)が含まれるものであること。

なお、国民体育大会の予選会のゴルフ競技として行うゴルフ場の利用については、教育委員会が証明するものであること。

5 法第75条の3第2号に規定する教育活動とは、具体的には次の各号に掲げるものとすること。

(1) 保健体育科目の実技

(2) 学校の教育活動としてゴルフを実施する団体(当該校長が設立を承認したもので当該学校の教員が顧問として置かれているものに限る。)が各年度ごとに作成する教育活動に関する計画(当該校長があらかじめ承認したものに限る。)に基づき実施する課外活動

なお、当該学校の教員が学生、生徒等を引率しない場合には、当該学校の教育活動の場合であっても非課税措置は講じられないものであること。

6 法第75条の3第2号の適用を受けるゴルフ場の利用については、学校の教育活動としてゴルフを行う旨の証明が必要であるが、この証明は、次の各号に掲げる事項を記載し、大学においては学長又は担当部長、その他の学校においては校長が発行する証明書によること。

(1) 学校名及び所在地

(2) クラス名、クラブ名又はサークル名

(3) ゴルフ場利用の目的

(4) 利用するゴルフ場名

(5) 利用する人員及び氏名

(6) 利用(予定)年月日

なお、証明書の発行に当たっては、帳簿書類の調製が必要とされているが、当該帳簿書類については7年間保存せざることが適当であること。

7 法第75条の3各号に該当する場合等、団体でゴルフ場を利用する場合においては、代表者が申出書を提出することとしても差し支えないが、この場合には、利用者の住所、氏名、生年月日、性別等を記載した明細書を添付せざること。

8 法第75条の2又は第75条の3の規定の適用を受けたゴルフ場の利用については、特別徴収義務者にゴルフ場利用税非課税利用者一覧表(別記第1号様式。以下「一覧表」という。)を作成せざること。

9 特別徴収義務者は、前項の一覧表をゴルフ場利用税の非課税申出書と兼ねて作成できることである。この場合においては、一覧表の記載は、非課税の適用を受けようとする者が自署によって行い、特別徴収義務者において確認する必要があること。

10 県税条例第67条の2の規定に基づき利用者が提出したゴルフ場利用税の非課税申出書及び証明する書類については、第1・8により作成した一覧表とともに、利用日の属する月に係る納入申告書に添付して提出せざること。

第2 県税条例第69条(ゴルフ場利用税の税率の特例)の取扱いについて

1 同条に規定する「別に利用料金の定めがあつて」とは、次の各号のとおりとすること。

(1) 同条第1項第1号及び同条第2項においては、通常の利用者について定められた利用料金のほかに、特に65歳以上70歳未満の者等について利用料金を定め、かつ、これが県税条例第73条(利用料金の表示義務)に基づいて一般に表示されているものをいうこと。

この場合、平日、土曜日又は日曜・祝日のすべての曜日を対象とした設定はもとより、これらの曜日のいずれかを対象とした設定も該当するものである。

- (2) 同条第1項第2号においては、同号にいう競技会の大会要綱において、通常の利用者について定められた利用料金とは別の利用料金の定めがあるものをいうこと。
- 2 同条に規定する「通常の利用料金に比較して5分1以上（第2項にあっては2分の1以上）軽減されている場合」とは、次の各号のとおりとすること。
- (1) 「通常の利用料金」とは、通常の利用者について定められた平日、土曜日又は日曜・祝日の会員及び非会員の利用料金をいうこと。
- (2) 「軽減されている場合」とは、通常の利用料金に比較してそれぞれ軽減されているものをいうこと。
- したがって、会員のみ（又は非会員のみ）について軽減されている場合は該当しないものとする。
- ただし、同条第1項第2号については、非会員の利用料金に比較して軽減されているものをいうこと。
- 3 同条第1項第2号において利用料金の比較を行う場合、ゴルフ場に支払う利用料金とは別に、参加料等名目の何たるかを問わず、当該大会の主催者が出場者の意思にかかるらず一律に徴収する料金（以下本項において「参加料等」とする。）がある場合には、当該参加料等を指定練習日を含む開催日数で除した金額を、ゴルフ場に支払う一日当たりの利用料金に加算した額を、大会に係る一日当たりの利用料金とすること。
- 4 同条第1項第2号に規定する財団法人日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区連名（九州地区においては、「九州ゴルフ連盟」がこれに該当する。）が主催する競技会とは、次の各号のとおりとすること。

なお、これらの競技会については、毎年度大会日程が決まり次第、県央広域本部長あて送付する。

- (1) 財団法人日本ゴルフ協会が主催する次の競技会及びこれと同等の競技会
日本アマチュアゴルフ選手権競技会、日本アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会、日本シニアゴルフ選手権競技会、日本ミッドシニアゴルフ選手権競技会、日本グランドシニアゴルフ選手権競技会、日本女子アマチュアゴルフ選手権競技会、日本女子アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会、日本オープンゴルフ選手権競技会、日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会、日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会、日本女子シニアゴルフ選手権競技会、日本女子オープンゴルフ選手権競技会、日本シニアオープンゴルフ選手権競技会、アジアンツアーオープンゴルフ選手権競技会、日本学生ゴルフ選手権競技会、日本女子学生ゴルフ選手権競技会、日本ジュニアゴルフ選手権競技会
- (2) 財団法人日本ゴルフ協会に加盟する地区連盟が主催する次の競技会及びこれと同等の競技会（(1)に定める競技会の予選に相当するものに限る。）
地区アマチュアゴルフ選手権競技会、地区シニアゴルフ選手権競技会、地区ミッドシニアゴルフ選手権競技会、地区グランドシニアゴルフ選手権競技会、地区女子アマチュアゴルフ選手権競技会、地区オープンゴルフ選手権競技会、地区ジュニアゴルフ選手権競技会

- 5 同条第1項第2号に規定するその他青少年の競技力向上を目的として行われる競技会で規則で定めるものは、知事が別に定めることにより認定した場合、速やかに県央広域本部長宛て通知する。
- 6 財団法人日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会及びその他青少年の競技力向上を目的として行われる競技会で規則で定めるものについてのゴルフ場利用税の軽減手続は、次の各号に掲げるとおりとすること。
- (1) 競技会の主催者は、競技会ごとに競技会の開催日（指定練習日の定めがある場合にはその指定練習日の初日）の5日前までに、県央広域本部長に対し、以下に定める書類を添付して「軽減税率適用対象競技会の証明申請書」（別記第1号の2様式）を提出する。
- ア 当該競技会の大会要綱
- イ 当該競技会の出場者名簿
- ウ その他通常の利用料金及び当該競技会に係る利用料金が確認できる書類
- (2) (1)の申請を受けた県央広域本部長は、その適否について審査のうえ、適当であると認めるときは、申請を行った競技会の主催者に対し「軽減税率適用対象競技会証明書」（別記第2号様式）を交付する。
- (3) (2)の証明書の交付を受けた競技会の主催者は、これに出場者名簿を添付し、当該競技会が開催されるゴルフ場の特別徴収義務者に提出する。
- (4) (3)の提出を受けた特別徴収義務者は、利用者が出場者名簿に記載された者であることを確認できた場合にのみ、その利用者についてゴルフ場利用税の軽減を行う。
- 7 同条第2項に規定する「早朝利用等ゴルフ場の利用について制約がある場合」とは、早朝又はゴルフ場の休業日等にゴルフ場を利用する場合のように、利用時間、利用場所等に制限が設けられている場合をいうものであって、具体的には、次の各号に掲げる場合とすること。
- (1) 当該ゴルフ場の開場前にプレーを開始し、遅くとも午前10時までに終了しなければならないものとされている場合
- (2) 当該ゴルフ場の休業日にセルフバッグ等によって利用しなければならないものとされている場合
- (3) 当該ゴルフ場における特定のコース（9ホール以下の利用に限る。）のみを利用しなければならないものとされている場合
- 8 同条第3項に規定する「証明するに足る書類」とは、次の各号に掲げるものをいうこと。
- (1) 同条第1項第1号に該当する者にあっては、住民票、自動車運転免許証、その他国又は地方公共団体が発行する書類で、利用日現在における利用者の年齢が確認できるもの
- (2) 同条第1項第2号に該当する者にあっては、住民票、自動車運転免許証、その他国又は地方恐々団体が発行する書類で、利用者の氏名が確認できるもの
- 9 税率特例適用者については、原則として該当利用者一人ごとにゴルフ場利用税税率特例適用者名簿（県税条例施行規則様式第36号付表）を作成させるものとすること。ただし、利用者の区分に応じた受付簿若しくは署名簿等を備え付け、税率特例適用者

について、利用の都度、税率特例適用者名簿所定の事項を記載させているゴルフ場にあっては、当該受付簿若しくは署名簿等をもって税率特例適用者名簿に代えることができる。

第3 県税条例施行規則第23条（ゴルフ場の等級決定の基準等）第1項の表の「セルフプレーのメンバーコース」の取扱いについて

- 1 「セルフプレーのメンバーコース」とは、セルフプレー以外のプレーを認めていないメンバー制のゴルフ場で、当該ゴルフ場に係るカートフィーがキャディーを伴う利用を認めている県内ゴルフ場に係る前年度の3月1日現在のキャディーフィーの平均額を超えないものをいうこと。
- 2 第3・1のカートフィーは、カートの表示利用料金をいうが、当該利用料金は手引きカート、電動カート及び乗用カート等その種類並びに共同利用者の数により差異があるので、その認定は原則として、4人が1台のカートを共同使用した場合の1人あたりの利用料金によること。また、同一ゴルフ場において使用されるカートが二種以上ある場合は、当該ゴルフ場において主として使用されるカートの利用料金によること。
- 3 第3・1のキャディーフィーの平均額は、キャディーを伴う利用を認めている県内の全ゴルフ場の表示キャディー料金の平均額をいうものであるが、当該キャディー料金は、4人共同で18ホールを利用した場合の1人当たりのキャディー料金によって認定すること。

なお、当該キャディーフィーの平均額については、当該年度の前年度の末日までに県央広域本部で算定を行う。

第4 県税条例施行規則第23条（ゴルフ場の等級決定の基準等）第2項に規定する利用料金の取扱いについて

- 1 同項に規定する「ゴルフ場の利用者の意思にかかわらず一律に徴収される附帯的な料金」とは、ゴルフ場の利用について徴収されるグリーンフィーに附帯した利用料金で、利用者の意思により選択することができないものをいうものであって、具体的には、次の各号に掲げるものとすること。
 - (1) 福利厚生費（厚生費、保険料等）
 - (2) 道路維持費（道路補修費等）
 - (3) コース維持費（施設維持費、施設改善費、植樹協力金等）
 - (4) 水道光熱費
 - (5) その他何らの名義をもってするを問わず前各号に類するもの
- 2 ゴルフ場の利用について徴収されるグリーンフィーに附帯した利用料金で、利用者の意思により選択することができないものであっても、その全額が公益上の費用に充てる目的で、国、地方公共団体、又は公益法人等に支払われるものは、「ゴルフ場の利用者の意思にかかわらず一律に徴収される附帯的な料金」から除くものとし、具体的には、次の各号に掲げるものとすること。
 - (1) スポーツ振興協力金（体育振興賛助金等）
 - (2) ゴルフ連盟協力費（九州ゴルフ連盟協力費等）
 - (3) 緑化促進協力金

(4) その他前各号に類するもの

3 ゴルフ上の利用について徴収されるグリーンフィーに附帯した利用料金で、「ゴルフ場の利用者の意思にかかわらず一律に徴収される附帯的な料金」に算入されないものは、具体的には、次の各号に掲げるものとする。ただし、利用者の意思により選択することができないものにあっては、第4・1(5)の「その他何らの名義をもってするを問わず前各号に類するもの」として取り扱うものとすること。

- (1) キャディーフィー
- (2) キャディーカーフィー
- (3) ロッカーフィー
- (4) 貸具費（傘、靴、クラブ、バッグ等）
- (5) レッスンフィー
- (6) その他前各号に類するもの

第5 業務によりゴルフ場を利用する場合の取扱いについて

ゴルフ場の支配人、従業員及び所属するプロ等がゴルフ場を利用する場合、その利用が当該ゴルフ場の経営と切り離すことのできない職務行為と認められ、具体的には次の各号のいずれかに該当するもので、その利用料金が無料であって、かつ、ゴルフ場においてゴルフ場の業務による利用者名簿（別記第3号様式）を作成したものについては、県税条例第67条にいう「ゴルフ場の利用」から除かれること。

なお、毎月1日から同月末日までの期間において、ゴルフ場の業務による利用者名簿に記載した人員数を翌月15日までにゴルフ場利用税納入申告書付表（別記第4号様式）により申告させることとし、かつ、ゴルフ場の業務による利用者名簿は、使用終了の日から1年間保管させること。

(1) ゴルフ場の支配人、従業員及び所属するプロ等が、当該ゴルフ場の施設を利用する場合

ア グリーンキーパー又はキャディーマスター等が、ゴルフ場の管理計画に基づきコースの維持管理又はキャディーの訓練教育のために利用する場合

イ プロ又は補助プロが利用者に対する技術指導又は自己の技術向上（プロテストを含む。）のために利用する場合

「プロ」とは、日本プロゴルフ協会に登録されている者をいい、「補助プロ」とは、九州プロゴルフ研修会等に登録されている研修生（研修生に準ずる者を含む。）をいう。

ウ プロが公式試合に参加するために利用する場合

「公式試合」とは、プロゴルフ協会が主催（公認及び後援を含む。）するものをいう。

エ 従業員等がゴルフ場の人員管理計画に基づき、レクリエーションのために利用する場合

(2) ゴルフ場の支配人、従業員及び所属するプロ等が、他のゴルフ場の施設を利用する場合

ア ゴルフ場の支配人等（支配人及び経営者をいう。なお、経営者が発行する業務による利用であることを証する証明書を携行する従業員を含む。）が、当該ゴル

- フ場の経営の必要上、他のゴルフ場の実態把握及び研修のために利用する場合
イ プロが公式試合に参加するため及び自己の技術向上のために利用する場合
ウ 補助プロが、プロテスト及び自己の技術向上のために利用する場合
- (3) ゴルフ場の開場披露、増設披露（増設に係るものを利用に限る。）及び開場記念（5年周期のものをいい、毎年行われるものは含まない。）で経営者が、経営の必要上、客を招待して施設を利用する場合で、次の要件を満たしているとき
ア 前日までに届け出た場合
イ 招待客が特定されていて、その名簿を備え付けている場合
ウ 期間中、一般の利用者に利用させないこととした場合

第6 県税条例第73条（利用料金の表示義務）の規定について

「特別徴収義務者は、ゴルフ場のフロント等の公衆の見やすい個所に次の各号に掲げる表示をすること。

- (1) 第4・1の利用料金となる金額及びゴルフ場利用税額並びに第4・2に該当する金額をそれぞれ区分して表示する。
なお、第4・3に該当する金額についても、別に表示すること。
- (2) 県税条例第69条第1項第1号及び同条第2項の軽減税率の適用を受けた場合にあっては、軽減税率が適用される利用区分ごとに、軽減される利用料金とそれに対応するゴルフ場利用税額を表示すること。

第7 利用料金に関する届の提出について

県内ゴルフ場におけるキャディーフィーの平均額の算定並びに適正かつ公平な課税の判定に資するため、県央広域本部長は、各ゴルフ場の特別徴収義務者に、第6によって表示されることとされているゴルフ場利用税額及び利用料金の額等について、毎年3月1日現在の状況を、ゴルフ場利用料金届（別記第5号様式）によって3月15日までに届出させること。

ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表

年 月分	利用年月日	氏名	住 所 ／ 学校名	性別		非課税利用の区分			提示書類名	生年月日	身体障害者等 手帳番号	備 考
				男	女	18才 未満	70才 以上	障害者				
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	年 月 日	都道府県 号	・

※性別・非課税利用の区分欄は、該当する項目に○を付けてください。

別記第1号の2様式

受付印		申 請 者 (主催者)	所在地	
年	月		日	名称
県央広域本部長				

軽減税率適用対象競技会の証明申請書

下記競技会は、熊本県税条例第69条第1項第2号に規定する競技会であり、当競技会の参加選手に係るゴルフ場利用税については、同項の規定により通常の利用に係るゴルフ場利用税の二分の一の税率が適用される旨の証明書の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

競技会名	
開催日	
指定練習日	
開催地 (ゴルフ場名)	
必要とする添付書類	<ol style="list-style-type: none">1. 大会要綱2. 出場者名簿3. その他通常の利用料金及び当該競技会に係る利用料金が確認できる書類

軽減税率適用対象競技大会証明書

央課一税第 号
平成 年 月 日

様

県央広域本部長

下記競技会については、熊本県税条例第69条第1項第2号に規定する競技会であり、当競技会の参加選手に係るゴルフ場利用税は、同項の規定により通常利用に係るゴルフ場利用税の二分の一の税率が適用されることを証明します。

記

競技会名	
開催日	
指定練習日	
開催地 (ゴルフ場名)	
摘要	

ゴルフ場の業務による利用者名簿

年 月分から

年 月分まで

ゴルフ場の所在地

ゴルフ場名

特別徴収義務者
の氏名又は名称

熊本県

記載に関する注意事項

- 1 利用人員の月計及び累計を記入してください。
- 2 「通達該当項目」欄には、後述の通達第5（抜粋）の該当する見出し記号を記入してください。
- 3 通達第5・(3)の開場披露、開場記念等の利用者については、「氏名」欄に開場披露等の名称を書き、「通達該当項目」欄に「(3)〇〇人」と記入してください。
- 4 当該名簿は、使用終了の日から1年間保管してください。

※ 通達第5（抜粋）

- (1) ゴルフ場の支配人、従業員及び所属するプロ等が、当該ゴルフ場の施設を利用する場合
 - ア グリーンキーパー又はキャディーマスター等が、ゴルフ場の管理計画に基づきコースの維持管理又はキャディーの訓練教育のために利用する場合
 - イ プロ又は補助プロが利用者に対する技術指導又は自己の技術向上（プロテストを含む。）のために利用する場合
「プロ」とは、プロゴルフ協会に登録されている者をいい、「補助プロ」とは、九州プロゴルフ研修会等に登録されている研修生（研修生に準ずる者を含む。）をいう。
 - ウ プロが公式試合に参加するために利用する場合
「公式試合」とは、プロゴルフ協会が主催（公認及び後援を含む。）するものをいう。
 - エ 従業員等がゴルフ場の人事管理計画に基づき、レクリエーションのために利用する場合
- (2) ゴルフ場の支配人、従業員及び所属するプロ等が、他のゴルフ場の施設を利用する場合
 - ア ゴルフ場の支配人等（支配人及び経営者をいう。なお、経営者が発行する業務による利用であることを証する証明書を携行する従業員を含む。）が、当該ゴルフ場の経営の必要上、他のゴルフ場の実態把握及び研修のために利用する場合
 - イ プロが公式試合に参加するため及び自己の技術向上のために利用する場合
 - ウ 補助プロが、プロテスト及び自己の技術向上のために利用する場合
- (3) ゴルフ場の開場披露、増設披露（増設に係るものを利用に限る。）及び開場記念（5年周期のものをいい、毎年行われるものは含まない。）で経営者が、経営の必要上、客を招待して施設を利用させる場合で、次の要件を満たしているとき
 - ・前日までに届け出た場合
 - ・招待客が特定されていて、その名簿を備え付けている場合
 - ・期間中、一般の利用者に利用させないこととした場合

ゴルフ場利用税納入(納付)申告書付表

年 月分

特別徴収義務者

住所又は所在地
氏名又は名称

区分		利用人員数		業務による利用の内容
		当月(人)	累計(人) (H ~ H)	
(1)	ア			
	イ			
	ウ			
	エ			
(2)	ア			
	イ			
	ウ			
(3)				
計				

(注) 区分欄は、通達第5・(1)、(2)及び(3)によること。

※報告している利用料金に変更がない場合、本書のみを提出してください。

ゴルフ場利用料金届

平成 年 月 日

県央広域本部長様

下記のとおり届けます。

特別徴収義務者

住所又は所在地

氏名又は名称

印

ゴルフ場名			所在地			ホール数	
区分		利用料金 の額(税抜)	異動前の 額(税抜)	区分		利用料金 の額(税抜)	異動前の 額(税抜)
利 用 料 金	非会員の平日の グリーンフィー	A		そ の 他 の 料 金	キャディ フィー 4B		
	非会員の休日の グリーンフィー				キャディ カーフィー 4B		
	福利厚生費				セル フ カ ー ト フ イ ー (4 B)	手引きカート	
	道路維持費					電動カート	
	コース維持費					モノレール カート	
	水道光熱費					乗用カート	
	小計 B						
	計 A+B						
ゴルフ場利用税 C				備 考			
合計 A+B+C							
公 益 費	ゴルフ連盟協力金						
	緑化促進協力金						
	合計 D						
	総計 A+B+C+D						

注) その他の料金のうちで利用者において選択性のないものについてはB欄に記入すること。
4B…4人でキャディー又はカートを利用した場合の、1人あたりの利用料金のこと